http://www.yuchokampo.go.jp/release/pdf/keiyakuk/11s_4.pdfから掲載

研－４

総管査第 284 号
平成26年10月1日

総務省大臣官房長　殿

総務省行政管理局長

独立行政法人の随意契約に係る事務について

標記について、別紙のとおり定めたので通知する。貴管下の独立行政法人に対しても周知されたい。

26. 10. 2
付
51

独立行政法人の随意契約に係る事務について

平成26年10月1日
総務省行政管理局

1　独立行政法人（以下「法人」という。）の随意契約については、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）（以下「閣議決定」という。）において、次のとおり規定されている。

4．財政規律、報酬・給与等の見直し、調達の合理化及び情報公開の充実
（3）調達の合理化
○　各法人は、主務大臣や契約監視委員会によるチェックの下、一般競争入札等を原則としつつも、事務・事業の特性を踏まえ、随意契約によることができる事由を会計規程等において明確化し、公正性・透明性を確保しつつ合理的な調達を実施することとする。
総務省は、各法人において会計規程等の見直しを行うに当たり、特殊で専門的な機器の調達であり相手方が特定される場合など、随意契約によることができる具体的なケースを各法人に示して、調達の合理化の取組を促進するとともに、現行の随意契約見直し計画の枠組みや契約実績の公表について見直しを行い、調達に関する新たなルールを策定する。

5．研究開発型の法人への対応
（1）研究開発型の法人に共通に講ずるべき措置
・　研究開発等に係る物品及び役務の調達に関する契約等に係る仕組みを改善し、各法人は、主務大臣や契約監視委員会によるチェックの下、一般競争入札等を原則としつつも、研究開発業務を考慮し、総務省が示す随意契約によることができる具体的ケースを踏まえ、随意契約によることができる事由を会計規程等において明確化し、公正性・透明性を確保しつつ合理的な調達を可能とする。
総務省は、特殊で専門的な研究開発機器の調達であり相手方が特定される場合や緊急的な調達など、随意契約によることができる具体的なケースを各法人に示して、調達の合理化の取組を促進する。また、現行の随意契約見直し計画の枠組みや契約実績の公表について見直しを行い、調達に関する新たなルールを策定する。

2　各法人において会計規程等の見直しを行うに当たり、特殊で専門的な機器の調達であり相手方が特定される場合など、随意契約によることができる具体的なケースを示すと、次のとおりである。各法人においては、これを参考として、主務大臣や契約監視委員会によるチェックの下、一般競争入札を原則としつつも、研究開発業務をはじめ各法人の事務・事業の特性を踏まえ、適切に判断の上、随意契約によることができる事由を会計規程等において明確化し、公正性・透明性を確保しつつ合理的な調達を実施することとする。

（1）契約の性質又は目的が競争を許さない場合

①　契約の相手方が法令等の規定により明確に特定されるものであるとき
（例）法令の規定により、契約の相手方が一に定められているもの
（例）条約等の国際的取決めにより、契約の相手方が一に定められているもの
（例）閣議決定による国家的プロジェクトにおいて、当該閣議決定により、その実施者が明示されているもの
（例）地方公共団体との取決めにより、契約の相手方が一に定められているもの

② 契約上特殊の物品又は特別の目的があるため買入先が特定され、又は特殊の技術を必要とするとき

（例）実験の結果に係る国際的な審査における認証その他研究開発の業務を遂行する上で用いることが不可欠な代替性のない特殊な機器や材料であって、販売業者が一に限定されるものを当該業者から購入するとき

（例）研究・実験を継続的に実施している場合における観測データの連続性の確保のために不可欠な代替性のない特定の研究機器や材料であって、販売業者が一に限定されるものを当該業者から購入するとき

（例）研究・実験を行う場合における機器の互換性の確保のために不可欠な代替性のない特定の研究機器であって、販売業者が一に限定されるものを当該業者から購入するとき

（例）他の研究機関と共同で研究を行う場合における当該研究機関が使用する特殊な機器や材料との整合性の確保のために不可欠な代替性のない特定の研究機器や材料であって、販売業者が一に限定されるものを当該業者から購入するとき

（例）特殊な機器の開発又は製作であって、特殊な技術を要するため一の者にしか行うことができないと認められるものを当該者に行わせるとき

（例）特殊な機器の維持管理又は改修であって、当該機器の開発や製作を行った一の者しか行うことができないと認められるものを当該者に行わせるとき

（例）剥製、化石の修復その他の業務であって、特殊の技術を要するため実施可能な者が一に限定されるものをその者に行わせるとき

（例）銀行券、貨幣の製造に係る機器その他の特別な仕様を指定して発注する必要がある特殊な機器や資材であって、製造業者が一に限定されるものを当該業者から直接購入するとき

（例）電算システムのプログラムの改良又は保守であって、当該システムの著作権その他の排他的権利を有するシステム開発者にしかできないと認められるものを当該プログラム開発者に行わせるとき

（例）特許権、実用新案権その他の知的財産権の権利者が他者にその実施を許諾していない場合その他の実施者が一の場合における権利の実施を伴う工事、製造その他の請負契約又は物品の買入をするとき

③ 契約の目的物が代替性のない特定の位置、構造又は性質のものであるとき

（例）当該場所でなければ法人の業務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される土地や建物を購入又は賃借契約（当該契約に付随する契約を含む。）するとき

④ 契約の目的物件等が特定の者からでなければ調達することができないものであるとき

（例）官報の印刷

（例）電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの（提供を行うことが可能な業者が一の場合に限る。）

（例）郵便に関する料金（信書に係るものであって料金を後納するもの。）

（例）美術館、博物館又は公文書館における美術品、工芸品その他の展示品・収蔵品の購入

（例）法人の目的を達成するために不可欠な特定の情報について当該情報を提供することが可能な者から提供を受けるもの

⑤ 競争に付するときは、法人において特に必要とする物件を得ることができないとき

（例）試験のための物品の製造又は買入れであって、試験の目的に精度、堅牢度、デザイン、形式等につき特殊性を要求され、競争に付すると、試験の用に適した製造又は物品の買入れを適正に行うことが困難となり、契約の目的を達し得ないと認められるとき

⑥　その他

（例）再販売価格が維持されている場合及び供給元が一の場合における出版元等からの書籍の購入

（２）緊急の必要により競争に付することができない場合

（例）特殊な最先端医療機器に予見不可能な故障が生じ、現に人命救助に重大な影響が生じ得る場合その他の非常緊急の場合において、当該機器をただちに修理する必要があるときその他の競争に付しては契約の目的が達成できないと認められるとき

（３）競争に付することが不利と認められる場合

（例）現に契約履行中の工事、製造又は物品の買入れにおいて、当初予期し得ない事由の発生により、現在の契約に直接関連する契約が追加的に必要となった場合であって、現に履行中の契約者以外の者に履行させることが不利と認められるとき

（例）特定の物品の購入に当たり、当該物品を大量に保有しているなどの特殊の事情にある者を相手方とした場合、時価に比べて著しく有利な価格をもって契約することができる見込みがあるとき

（例）買入れを必要とする物品が多量であって、分割して買い入れなければ売惜しみその他の理由により価格を騰貴させるおそれがあるとき

（例）特定の物品の購入に当たり、当該物品の数量が限定されており、当該物品をめぐる環境の変化により、急速に契約をしなければ、契約をする機会を失い、又は著しく不利な価格をもって契約をしなければならないおそれがあるとき

（４）法人の行為を秘密にする必要がある場合

（例）最先端の重要な研究開発に係る契約において、競争によるため特殊で専門的な素材又は機器の仕様書を一般に公開することにより、当該研究開発において競争関係にある者がその研究開発の内容を把握することができる状態となるため、当該研究開発における特許等の権利取得等に重大な影響を及ぼすと認められるとき

3　上記の例は、各法人における契約の実施状況等を踏まえ、一般的に随意契約の事由に該当すると認められるケースを示したものであり、個別の契約の実施は、個別の事例に応じて、各法人において判断し、説明責任を果たすものとする。これを参考として、各法人において、事務・事業の特性を踏まえ、適切に判断の上、会計規程等の整備等を行い、公正性・透明性を確保しつつ合理的な調達を実施されたい。

また、主務大臣及び契約監視委員会において、各法人の会計規程等の整備等について、必要に応じ点検を行うものとする。

4　なお、閣議決定に基づき、現行の随意契約見直し計画の枠組みや契約実績の公表について見直しを行い、調達に関する新たなルールを策定することとしており、その具体的内容は追って連絡する。